

京都家庭裁判所委員会（第４３回）議事概要

1 日時

令和７年６月１８日（水）午後３時から午後４時４５分まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

足立誠、梅谷聡子、岡邊健、川戸周平、黒田豊、渋谷哲也、相馬直子、
田畑光行、中村昭子、野澤健、山崎真平（五十音順、敬称略）

（事務担当者等）

永野公規、田口正雄、小西圭、辻循、森谷尚樹、山本尚子、高島聡子、
丸岡由美子、今村清二、西啓彰、小原英知、和田光弘、進藤寛、山本祥幹、
松田栄司、村山愛実、田中千佳

4 テーマ

少年事件におけるより充実した被害者等への配慮手続の運用について

5 議事概要

（１）開会

（２）新任委員等の紹介等

（３）新委員長選任

（４）裁判所からの説明、庁内見学

裁判所から、先ず前回の家庭裁判所委員会のテーマ「京都家裁における家事手続案内及び事件受付の在り方について」に関して、前回の家庭裁判所委員会後の取組について説明した。

次に今回のテーマについて説明し、意見交換事項として「１ 改定後の被害者照会書面について」及び「２ 被害を受けた方に対する調査や意見聴取等の工夫について」を提示した上、少年審判廷及び調査室の見学を行った。

(5) 議事・意見交換（◎は委員長、○は委員、●は裁判所からの説明）

○ 改定後の書面に、「この件について、加害少年の処遇（処分）を決めるための参考にしたい」という表現があるが、自分の意見が加害少年の処遇や処分を決める上でどのような形で参考となるのか、少し分かりにくいと思う。

さらに、「被害弁償についてお聞きしておりますが、当裁判所は、被害弁償についての取り決めをしたり、その仲介を行うなどの立場にはございません」と記載があり、自分の意見は一体何に使われるのかが、ますます分からなくなってしまうと思う。少年審判手続は、あくまで少年の育成や更生を目指す手続であることを、冒頭で理解していただくことができるかとも思ったが、保護処分という点を強調し過ぎると、かえって反発を招くというジレンマもある。非行に陥った原因の調査、解消を通じて、当該少年の更生を促し、非行や生活態度を改めさせ訓戒、指導、反省を促すという少年審判の目的は、被害を受けた方の制裁や処罰を求める気持ちと、必ずしも相反するものではないという気もする。このような更生、訓戒や反省を促す上での参考にしたいという観点を盛り込むことはどうか。

○ 「加害少年の処遇（処分）を決めるための参考にしたい」という言葉が、自分の意見や気持ちが参考程度に扱われるという印象を与える可能性があるので、「加害少年の処遇を検討する際の重要な一助とします」などとしてはどうか。

次に、「辛い体験をお尋ねすることになるかと思いますので、ご負担になるようでしたら」という表現だが、必要以上に強調してしまうと、逆に協

力をちゅうちょさせてしまうことになりかねないため、「無理のない範囲
でのご協力をお願いします」など、少し柔らかい表現にしてはどうか。

最後に、「当裁判所は、被害弁償についての取り決めをしたり、その仲介
を行うなどの立場にはございません」という文言が非常に冷たい印象を与
えてしまう可能性がある。例えば、「当裁判所は直接の調整はできませんが、
適切な手続についてはご案内いたします」など、寄り添う表現にしてはど
うか。先ほど話のあった少年審判の目的を盛り込むとの点も、長い文章と
ならぬよう分かりやすくされてはどうか。

- 少年審判の趣旨、目的に関しては、伺いたいことよりも後ろに記載する
方がよいかもしれない。自分が回答することで、この加害少年にどのよう
な影響があるのかなどは書いてもよいのではないか。

また、裁判所からの手紙だと分かる封筒利用の可否について、裁判所か
らの手紙としっかり分かるようにしていただく方がよいのかと考える。被
害を受けた方が混乱をされている最中でのものと思われ、裁判所からの郵
便であることが分かれば、これは見ないといけないと思っていただけるの
ではないか。

- 「お願い」書面に「ご負担になるようでしたらご協力いただけなくても
構いませんし、ご負担にならない範囲でのご協力をお願いいたします」と
いう表現があり、必要だと思う一方、協力しなかった場合に、自分に不利
益になるのではないかと想像させてしまうのもよろしくないと思う。例え
ば「協力しなくても不利益にはなりません」のような一文があるとよいと
考える。

- 改定後の書面に、「照会書を返送していただいても、少年の処分結果の通
知などの制度利用を希望される場合は、別途申請が必要になる」とあるが、
この照会書で気持ちや考えを伝えるということと、そのすぐ下の枠内に記

載されている裁判官や調査官に気持ちや事件について意見を述べるという事は同じなのか別なのか、分かりにくいと思った。制度上別の話と思うが、その辺りが分かりにくいのではないか。

- ◎ 今の御意見は、改定後の書面に「なお、照会書を返送していただいても、少年の処分結果の通知などの制度利用を希望される場合は、別途申請が必要になることを申し添えます。」という文章と、その下の枠内で説明されている制度利用の話が同じ説明であるのかどうか疑問であるということによいか。

また、被害を受けた方のお話を聞く制度にも、少年審判のために必要なものと、被害者に寄り添うものの二つがあり、一つ目のものとして裁判所は「お願い」と題する意見照会の書面を発送しており、そこに「それとは別の手続がある」と書いてあったら、混乱を招いたり、分かりにくいのではないかということか。

- そうである。
- リーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」を見ると、被害を受けた方が利用できる制度として4つあると説明されている一方、裏面には「被害を受けた方の声をお聞かせください」という欄に、申出がなくても、お気持ち等に配慮しながら書面や電話、あるいは直接お会いしてお話をお聞きすることがありますと書いてある。これは、制度上この照会書面とは手続が異なるため分けて書かざるを得ないということか。
- このリーフレットは、主に被害者配慮に関する内容になっており、被害を受けた方において何ができるかが記載されている。今、委員からお話が合った「被害を受けた方の声をお聞かせください」というのは、家庭裁判所が行う調査に関する内容である。
- 被害者調査として書記官から被害を受けた方に書面を送付するが、それ

に反応されない方もいらっしゃる。基本的に、被害を受けた方との接触は本人の意思に任せるべきと考えており、何か意見を言いたい、又は調査官に話を聞いてほしいと御希望の方を調査の対象にしている。反応がない又は御希望のない方に対し、裁判所から「話を聞かせてください」と接触していくことは基本的になく、最初に差し上げる書面では、「お気持ちとしてあなたが選択したいのは何でしょうか」と伺い、裁判所はそれに沿った対応をしていく。

◎ このリーフレットはどのように使用しているか。被害を受けた方には少年審判の手続の中で一律に送っているのか。

● 書面を送付する事件は、被害を受けた方が死亡した、一定程度以上の怪我を負った、性的な被害を受けたというように、一定の基準がある。

◎ この「お願い」と題する照会書面は、裁判所がイメージする被害者への二つのアプローチのうち、調査によるアプローチであり、最高裁作成のリーフレットは被害者配慮制度の案内である。そうすると、委員の疑問は、調査のために、もし協力していただければという書面を裁判所から送っており、他方で「被害者配慮という別の制度で手続を利用できますが、それはまた別の話です」と説明している矛盾というか、特に被害を受けた側からすれば「何故自分にアプローチしながら、また別の話を紹介されているのか」という疑問であり、別の委員の疑問は、リーフレットは被害者配慮制度の案内なのに、裁判所としては調査のために別に直接お話を伺うこともありますとの記載があり、裁判所としては別の話であるということを担保していると思うが、被害を受けた方はその二つを峻別できないのではないかという疑問でよいのか。

先ほどの裁判所からの説明で、一定の重大な事案については、裁判所から積極的に被害者配慮制度についてアプローチするということであるが、

例えば、それ以外の事案で、意見を言いたいという被害を受けた方に、このリーフレットを送ることもあるのか。

- 検察官や警察官の前で意見を述べている方については、制度を使いたい意向がこちらでも分かるため、裁判官、調査官にも話をした上で、「お願い」書面の中にこのリーフレットも入れており、同書面中の二次元コードを読み込んで御自身でアクセスしていただくのではなく、裁判所から積極的に伝えている。
- 改定後の「お願い」書面が届くのは、審判が始まる直前と考えてよいのか。文面だけ読むと、返信をしなければ被害者の思いが審判に全く影響しないと読めるように思うが、実はそうではなく、警察官、検察官段階の被害者調書のようなものは証拠として提出されていて、その上でという理解でよいのか。
- ◎ 身柄事件を前提に、4週間という制限がある中で、まず、この照会書をどのタイミングで送っているのか。次に、警察官や検察官に述べたことを少年審判の中でどう扱っているのか。
- 4週間しか時間がない場合であれば、裁判所から送付するタイミングが遅れると、被害を受けた方が辛い時に色々考えながら書いていただいた場合でも、裁判所に提出されるのが審判間際になってしまったり、最悪の場合は審判が終わってから裁判所に届くこともあり得る。審判まで時間がない場合には、裁判官、調査官とも話をした上で、文書をすぐ送るとか、被害を受けた方によって内容を変える場合もある。回答期間は、審判日の2週間ほど前、遅くとも1週間ぐらい前には届くようお願いしている。
- この書面を素直に読むと、返信しなければ被害を受けた方の心情が審判に反映されないというようにも読めるが、実はそうではなくて、これとは別に裁判所から直接会って話を聞くこともあるというのなら、そういう文

面がこのお願い書面の中にあってもよいのではないか。

「少年審判手続の流れ（身柄事件）」という説明資料にあった「被害者調査」というのは、裁判所の独自の調査のことか、お願いの中身を反映しているのかが分かりづらい。

- 裁判所としては、被害を受けた方が警察署や検察庁でお話になった処罰感情は、当然記録として受け取っているので、「それに加えて裁判所に何か言いたいことはありますか？」と尋ねているつもりである。ただ、そのような注釈がなければ「警察署で話したことは裁判所に届いていないのか？」と思われる可能性があることを、今の御指摘で気づかされた。「警察署、検察庁で話していただいたことに加えて」という趣旨であり、被害者調査を行わない事案でも、被害を受けた方の御意見は十分踏まえて、少年の調査をしている。

◎ 文書による照会と、面接による対面調査は、どれくらいの割合で実施しているか。

- 基本的には書面である。書面で照会する中で、直接話したいと御希望の方には、書面に加えて面接を行うことが多い。

○ 照会書中、「加害少年や保護者との話し合いについて」欄で、チェックボックス三つ中、二つが「話し合いをした」という選択肢で、被害を受けた方が少年との話し合いをどのように受け止めているのかを伺う項目になっている。どのような要望があるかを伺うのにこれで十分なのかと思ったが、次の項目で示談の内容に関する質問があるので、ここで述べることもできるのかなと思った。

◎ 加害少年との話し合い、示談については聞いているが、その受け止めや考えに関する質問がないということか。

○ 改定後と改定前の書面とを見比べて、最後の項目で、改定前は「加害少

年側に伝えてほしくないことがございましたら」とあり、改定後は「加害少年側に伝えて欲しいことがございましたら」となっている。伝えてほしいこと及び伝えて欲しくないことの両方を書けるようにしてもよいのではないか。

○ 少年事件であるので、被害発生後間もない時期に審判が行われるという性質は避けられないが、被害を受けた方と直接会って話を伺う時に、場所は裁判所となるか。時間帯についても、土日や午後５時以降は、制約もあるとは思いますが、対応の可能性はどの程度あるものなのか。

● 申し訳ないですが土日夜間は裁判所が開いていないと謝ることが多い。例えば、どうしても御自宅での御希望に対し、これに沿うことはあるかとは思いますが、基本的に土日、夜間の調査はしておらず、御要望に添えないため、がっかりされることはあるかもしれない。

○ やむを得ない面もあるかとは思いますが、場所だけでも、もし特に重大な事件である場合に御自宅に伺ってお話を聞くことが可能であれば、被害を受けた方のお気持ちは、それだけで少し和らぐ。やはり裁判所に来ることのハードルが高いと思うので、そういったところだけでも配慮ができれば、聞き取りも非常にスムーズにできるのではないかと思います。

● 数は少ないが、重大事件の場合には、実際に御自宅にうかがうというケースもあり得ると思う。

(6) 次回期日及びテーマ

次回期日 令和７年１２月１８日（木）午後３時

テ ィ マ 「若手職員の活躍に向けた方策について」